

東京都板橋区農業委員会

第 26 期第 1 回定例総会議事録

令和 8 年 7 月 2 1 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 26 期第 1 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 8 年 7 月 2 1 日（火）午後 3 時 3 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	宮本 拓	5	久保 秀一	9	
2	稲本 政美	6	染宮 利章	10	松澤 智昭
3	山口 賢治	7	木村 博之	11	小山 貴代
4	田中 康智	8	柴 佳代子	12	田中 はつ江

議 事

【第一部・役員選出等】

- 1 仮議長の決定
- 2 議席番号の決定
- 3 会長選出
- 4 会長職務代理者選出
- 5 運営委員の決定

【第二部・議案等審議】

- 1 協議事項
 - (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
 - (2) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料2)
- 2 報告事項
 - (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計2件 (内訳：4条関係1件、5条関係1件)
 - (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
 - (3) 国有農地見回りについて (資料5)
 - (4) 令和8年度板橋区農業経営実態調査について (資料6)
- 3 次回日程
 - 日 時 令和8年8月25日(火) 午後2時00分 開会
 - 場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	稲本 政美	委員
	木村 博之	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	橋本 陣	書記
	高木 俊汰	書記

事 務 局 長	(第一部・役員選出等) 只今より、板橋区農業委員会の第26期第1回定例総会を開会いたします。本日は、議席番号の決定、会長・会長職務代理者の選出等を行った上、議事案件のご審議をお願い致します。 議席の決定、会長等の選出にあたりましては、会議規則第8条第3項の規定により仮議長を定めます。出席委員中の年長者が仮議長と定めておりますので、田中はつ江委員に仮議長の職をお願いしたいと思います。田中委員、よろしくお願い致します。
仮 議 長	只今ご紹介をいただきました、田中でございます。それでは議事に入ります。 初めに、議事録の署名委員を指名いたします。 稲本政美委員、木村博之委員以上のお二方をお願いいたします。 また、欠席の届出が安井一郎委員から出ております。 それでは、会議規則第7条に基づき、委員の議席をくじにより決定したいと思います。くじの順番は、特段の申し出がなければ、氏名の五十音順ということでしょうか。 〔「異議なし」と言う人あり〕 ご異議がないようですので、お名前の五十音順でくじを引いていただくこととします。 それでは、書記がくじを持って順次皆様の席を回りますので、稲本委員からお引きください。
委 員 全 員	(くじ引き)
仮 議 長	只今行いました、くじ引きの結果について、事務局長から発表をお願い致します。
事 務 局 長	議席を発表致します。1番宮本拓委員、2番稲本政美委員、3番山口賢治委員、4番田中康智委員、5番久保秀一委員、6番染宮利章委員、7番木村博之委員、8番柴佳代子委員、9番安井一郎委員、10番松澤智昭委員、11番小山貴代委員、12番田中はつ江委員、以上でございます。
仮 議 長	皆さま、間違いはございませんか。よろしければ、ご自身の名札をお持ちいただき、議席に移動をお願い致します。
委 員 全 員	(委員が各議席へ移動)

仮 議 長	次に、農業委員会会長・会長職務代理者の選出を行います。議案のうち重要な事項の表決は、会議規則第13条第3項に、投票によるものと定めておりますので、選出は「投票」で行います。 それでは、投票執行の手続きについて、事務局長から説明をお願い致します。
事 務 局 長	投票はお一人ずつ記載台をお願い致します。用紙は、書記が交付致します。用紙には、その職に最もふさわしい委員一名の氏名を記入いただき、投票箱にお入れ下さい。投票者ご自身のお名前はお書きいただかなくて結構です。開票の結果、有効投票のうち、最も多く得票された方を選出いたします。最も多く得票した方が複数いらっしゃる場合は、決選投票を行います。 ご説明は以上です。
仮 議 長	只今の説明のとおり、執行したいと思いますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕 異議がないものと認め左様決定いたします。 次に、投票及び開票立会人を選任いたします。私から、指名させていただきますと思いますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕 ご異議がないようですので、私から指名いたします。 久保秀一委員 と 染宮利章委員、 以上の2名の方に、お願い致します。 投票箱をお持ちしますので、投票箱が空であることをご確認ください。
書 記 ・ 開 票 立 会 人	(投票箱確認)
仮 議 長	これより会長選出の投票に入ります。議席番号の若い委員から順に、記載台の方で、第26期板橋区農業委員会会長に最もふさわしいと思われる委員の氏名を記載の上、投票箱に投票して下さい。 それでは、議席番号の若い委員から順に投票をお願い致します。
委 員 全 員	(記 載 ・ 投 票)

仮 議 長	以上で投票を終わります。これより、開票致します。立会人は、書記の開票作業への立ち会いをお願い致します。
書記・開票立会人	(開 票・集 計)
仮 議 長	開票が終わりました。事務局長から開票結果の発表をお願いします。
事 務 局 長	開票結果を発表致します。 投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票数 0 票、 投票結果は、山口賢治委員 9 票、松澤智昭委員 1 票、木村博之委員 1 票、以上でございます。
仮 議 長	開票の結果、会長には、山口賢治委員が選出されました。それではこれ以降の議事進行は会長をお願いしまして、仮議長の職務は以上といたします。皆様のご協力にお礼申し上げます。
事 務 局 長	それでは只今の選挙で会長に選出されました、山口賢治委員、お席の移動と就任のご挨拶をお願い致します。
会 長	只今選挙で会長に選出されました、山口でございます。3 年間、皆様のご協力を得ながら、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
事 務 局 長	ありがとうございました。それでは会長、議事の進行をお願いします。
会 長	ここからは会議規則第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきます。次に会長職務代理者の選出を行います。これより投票に入ります。 立会人のお二人は、投票箱が空であることをご確認ください。
書記・開票立会人	(投票箱確認)
会 長	よろしいでしょうか。それでは、会長選出の例に従い、議席番号の若い委員から順に第 26 期板橋区農業委員会会長職務代理者の投票をお願いします。会長職務代理者につきましても、最もふさわしいと思われる委員お一人の氏名をお書きの上、投票箱にお入れ下さい。
委 員 全 員	(記 載・投 票)

会 長	以上で投票を終わります。これより開票に入ります。立会人は、開票作業への立ち会いをお願い致します。
書記・開票立会人	(開 票・集 計)
会 長	事務局長から開票結果の発表をお願い致します。
事 務 局 長	会長職務代理者選挙の開票結果を発表致します。 投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票数 0 票、投票結果は、松澤智昭委員 4 票、染宮利章委員 2 票、木村博之委員 2 票、田中はつ江委員 1 票、稲本政美委員 1 票、宮本拓委員 1 票、以上でございます。
会 長	開票の結果、会長職務代理者に選出されました、松澤智昭委員から、就任のご挨拶をお願い致します。
会長職務代理	只今選挙で会長職務代理者に選出されました、松澤でございます。 山口会長をサポートし、皆様とともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございました。次に、農業委員会運営委員を 5 名選出致します。私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と言う人あり〕 ご異議がないようですので、私のほか、4 名をご指名致します。 会長職務代理者の松澤智昭委員、染宮利章委員、田中はつ江委員、安井一郎委員、以上でございます。 只今、ご指名させていただきました委員に運営委員をお願い致しますと思っておりますが、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と言う人あり〕 ご異議がないようですので、左様決定いたします。 以上をもちまして、委員会運営の体制に関する議事は、終了いたしました。 大分、時間も経過いたしましたので、休憩したいと思います。 再開は、16 時 20 分といたします。 (休 憩) (第二部・議案等審議)

事 務 局 長	休憩前に引き続き、第２６期第１回農業委員会定例総会を再開させていただきます。 議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。
会 長	それでは、第２６期第１回農業委員会定例総会を再開させていただきます。初めに、協議事項(1)引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について事務局から、説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、資料１、１ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、３年に一度、税務署に提出する「相続税納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。 今回は２件でございます。 番号１、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は２１及び２２です。 土地の所在は、赤塚二丁目２０７６番１、２１３６番、２１４１番、２１４０番、２１５１番、２１４３番、２１３９番１及び２１５２番１の８筆で、地目は何れも畑、面積は合計で４，７３３平方メートルです。 概ねの位置ですが、２ページ上段の生産緑地番号２１及び２２の案内図において、矢印が指しているところ、下赤塚小学校の北西側です。 ７月１３日に、稲本 政美 委員が現地を確認して頂いております。 問題等がなければ、３ページの証明書を発行いたします。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	生産緑地番号２１番及び２２番の様子です。 ミカン、夏ミカン、レモンなどの果樹が植えられておりました。 生産緑地番号２２番のところには野菜の圃場もあり、トマト、サツマイモなどが植えられておりました。 適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、番号２、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は１０６です。 土地の所在は、成増四丁目８２０番１の一部 及び８２０番６の２筆で、地目は何れも畑、面積は合計で１，１２９平方メートルです。 概ねの位置ですが、２ページ下段の生産緑地番号１０６の案内図において、矢印が指しているところ、成増幼稚園の南西側です。 ７月１４日に、染宮 利章 委員が現地を確認して頂いております。 問題等がなければ、４ページの証明書を発行いたします。

書記	現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。 生産緑地番号１０６の様子です。 露地にはトマト、ハウス内にはキュウリやピーマンが植えられているのが確認できました。 適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 説明は以上でございます。
会長	本件２件につきまして、何か、ご意見、ご質問はございますか。
委員	１番の件について、ミカンをはじめとした非常に多くの果樹がありますが、どこで販売をしているのでしょうか。
書記	販売先は確認をしていないので、後日確認をいたします。
会長	他に何かございますか。 特に無いようですので、番号１番の現地確認をいただいた稲本委員から、現地について簡単にご説明をいただければと思います。
稲本委員	果樹周りの雑草は、草刈り機を使用し、きれいにされておりました。また、トマトなどの野菜の圃場回りもきれいに除草されており、証明書の発行に問題はないかと思います。
会長	続いて番号２番の現地確認をいただいた染宮委員から、現地について簡単にご説明をいただければと思います。
染宮委員	本件は、耕作者が現在体調を崩している旨を聞いております。そのせいか、一部圃場の周りに雑草が生えているところもありましたが、圃場やハウス内をはじめとして、圃場部分は問題ありませんでしたので証明書の発行に問題はないかと思います。
会長	それでは、採決に移りたいと思います。 本件２件の証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数） 賛成者多数のため、事務局は証明書の発出をお願いいたします。 続きまして、協議事項（２）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 長	板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請が、2件ございます。 5ページ、資料2をご覧ください。 申請者の氏名及び住所は、記載のとおりでございます。 対象事業は「小規模農地 生産力増強 事業」で、事業内容は「パイプハウス張替 及び換気装置取付工事」です。 施行場所は記載のとおりで、事業経費は31万6,300円、申請金額は10万5千円です。 1枚おめくりいただいた7ページが事業計画となっておりまして、本年6月にパイプハウスの張替及び換気装置の取付工事について検討、見積りを依頼し、7月下旬に同工事を開始、8月上旬に同工事完了予定との計画となっております。 さらに1枚おめくりいただいた9ページが見積書、10ページが資材の案内となっております。 12ページの補助要件等と照らし合わせましたところ、事務局としても、補助要件に合致しているものと考えております。 問題等がなければ、13ページの答申書を発行したいと考えております。 説明は以上でございます。 続きまして、14ページをご覧ください。 申請者の氏名及び住所は、記載のとおりでございます。 対象事業は「農業 省力化 事業」で、事業内容は「管理機の購入」です。 施行場所は記載のとおりで、事業経費は31万4千円、申請金額は10万4千円です。 1枚おめくりいただいた16ページが事業計画となっておりまして、本年7月上旬に管理機購入の検討、見積りを依頼し、同月下旬の納品を待って、使用を開始する計画となっております。 さらに1枚おめくりいただいた18ページが見積書、19ページが管理機の案内となっております。 21ページの補助要件等と照らし合わせましたところ、事務局としても、補助要件に合致しているものと考えております。 問題等がなければ、22ページの答申書を発行したいと考えております。 説明は以上でございます。
会 長	何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	1件目は、前回の総会において再審議となったものですか。

事 務 局 長	その通りです。申請書を修正し、再提出をいただいたものでございます。
委 員	この管理機は何に使うのでしょうか。
書 記	今までも類似の管理機を使用しておりましたが、調子が悪くなってしまったため、買い替えとの話を伺っております。 また、作業については耕耘のほか、さく切りに使用しているとのこと です。
会 長	他に何かございますか。 特に無いようですので採決に移りたいと思います。 本件2件の補助金の交付に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成者多数のため、事務局は答申書の発出をお願いします。 続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは、資料3、23ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和8年6月11日から同年7月10日までに届出があったもの、1件でございます。 専決番号1、土地の所在が志村一丁目20番9の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は247平方メートル、転用の目的は個人住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、23ページ下段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線 志村坂上駅の南西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は個人住宅となっております。こちらは現況に対する届出です。 説明は以上でございます。
会 長	4条関係につきまして、ご意見、ご質問はございますか。 特に無いようですので続いて5条関係の説明をお願いします。
事 務 局 長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和8

書記	年6月11日から同年7月10日までに届出があったもの、1件でございます。24ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が赤塚六丁目1817番4の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。 面積は、143平方メートル、転用の目的は道路です。 譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、24ページ下段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚福祉園の南側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
会長	現況は道路となっております。こちらは現況に対する届出です。説明は以上でございます。
委員	第5条関係につきましてご意見、ご質問はございますか。
書記	本件は、権利移転後も道路のままですか。
書記	道路から変更する旨は聞いておりませんが、本件は道路の所有権の持ち分の一部移転の届出でございます。 推測の話になりますが、こちらは私道でありますので、この私道近辺建物に、建て替え等何らかの計画があるのではないかと思います。
会長	他に何かございますか。 特に無いようですので次に進めさせていただきます。
事務局長	続いて報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局から説明をお願いします。 それでは、25ページ、資料4をご覧ください。令和8年6月11日から同年7月10日までに東京法務局 板橋出張所より照会のあったものが1件ございます。 番号1、土地の所在が西台二丁目1733番1の1筆で、登記簿上の地目は畑、面積は270平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、7月13日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を7月15日に東京法務局 板橋出張所に回答しております。 概ねの位置は、25ページ下段、番号1の案内図において、矢印が指しているところ、大東文化大学板橋キャンパスの南側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。

書	記	現況は、駐車場となっております。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
会	長	何かご意見、ご質問はございますか。
会	長	本件駐車場の写真を見ると、照会のあった面積より広いと思われますが、照会面積は駐車場の全体で間違いはないですか。
書	記	本件は当該駐車場の一部となります。
会	長	他に何かございますか。 特にないようですので、続きまして、報告事項の（３）国有農地見回りについて事務局から説明をお願いします。
事 務 局 長		こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書	記	それでは、資料５、２６ページをご覧ください。毎年行っている国有農地の見回りでございます。 国有農地は、国が管理・処分を行っている農地となります。 今回の国有農地見回りに関しては、区内の国有農地を定期的に見回り、国有農地等の現状把握を目的としたものでございます。 板橋区内の国有農地、全３０件のうち、９件が未貸付地と農耕貸付地で、２１件が転用貸付地となっており、昨年度と変更はございません。 見回り時期は、例年同様、１回目は８月中に全３０件を見回り、２回目は来年３月に未貸付地と農耕貸付地の９件を再度見回る予定でして、事務局職員が見回りを行い、総会で結果報告をいたします。説明は以上でございます。
会	長	何かご意見、ご質問はございますか。 特に無いようですので続きまして、報告事項の（４）令和８年度板橋区農業経営実態調査についてについて事務局から説明をお願いします。
事 務 局 長		こちらにつきましても、書記からご説明いたします。
書	記	それでは、資料６、２７ページをご覧ください。 本調査の目的ですが、区における農業経営の実態を把握し、今後の農業振興事業の基礎資料とするために行うものでございます。調査内容は２８ページから３３ページまでが調査票となっておりまして、昨年度と同じ内容となっております。

		なお、項目等を変更してしまうと、これまで実施してきました調査結果と比較ができなくなってしまうことから、原則同じ内容としております。 27ページにお戻りください。調査対象は、板橋区に農地を有する農業者115戸となっておりますが、昨年の調査時にすでに農業を行っていないと報告を受けた方もいらっしゃいますので、若干減少する見込みです。 基本的には、前年度調査に応じてくださった対象者数ですが、それに加え、毎年、東京都主税局から農地課税されている農地のリストが送られてきますので、それと現在の対象農地を突合し、職員で現地確認を行った結果、農地と認められる場所の所有者については、調査対象に加えていきたいと思っております。 続きまして、今後のスケジュールですが、8月中旬に調査票を配布いたします。調査の基準日は8月1日時点のものをお書きいただくこととなります。提出期限は9月30日で、集計を来年1月までに行い、2月に報告書を作成する予定です。また、この調査は、板橋区と農業委員会の共催で行います。 続きまして、34ページをご覧ください。令和7年度と同様、一般社団法人東京都農業会議より、「生産緑地の貸し借りに関する意向調査」について協力依頼がありましたので、板橋区農業経営実態調査と合わせて実施する予定です。実際の調査票は35ページ、36ページにございます。 なお、提出は、先ほどご説明いたしました、農業経営実態調査と一緒に9月30日までにご提出いただきたいと思います。 説明は以上でございます。
会	長	何かご意見、ご質問はございますか。
委	員	生産緑地の貸し借りに関する意向調査は、こういった意図をもって実施されるのでしょうか。
書	記	現在東京都では、農地の保全のために、農地の貸借を精力的に推進しておりまして、その一環として、どれだけ農地を貸したい人、借りたい人がいるのかどうかの現状把握及び、両者のマッチングに寄与するためと伺っております。
委	員	都内に住んでいる方が都外の農地を借りているような事例はありますか。
書	記	板橋区でも事例はありますが、件数はかなり少ないのが現状です。

委 員 会 長	都内での事例に範囲を広げると、そうした事例は非常に多いと東京都農業会議関連の会議で聞いたことがあります。 他に何かございますか。 全体を通して何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第１回定例総会を閉会いたします。 (終了時間 午後５時１０分) 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・ 運営員会 ８月１８日（火）午後２時００分 ・ 定例総会 ８月２５日（火）午後２時００分
---	---